

医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る
基準病床数の算定に使用する数値等の一部を改正する件（案）について（概要）

厚生労働省医政局地域医療計画課

1. 改正の背景

- 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の4第1項の規定に基づき、都道府県は医療計画を定めることとされており、医療計画には、法第30条の4第2項第14号の規定に基づき、療養病床及び一般病床に係る基準病床数等に関する事項を定めることとされている。
- 基準病床数の算定方法については、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（昭和61年厚生省告示第165号。以下「告示」という。）により定められている。
- 平成29年度に、各都道府県において、第7次医療計画（平成30～35年度）の策定が行われることに先立ち、平成28年5月より「医療計画の見直し等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、現行の第6次医療計画の課題や第7次医療計画に記載が必要と考えられる事項等について議論を進め、同年12月に検討会の意見の取りまとめを行った。
- 検討会の意見の取りまとめや直近の統計調査等を踏まえ、告示で定める基準病床数の算定に使用する数値等について、所要の改正を行う。

2. 改正の内容

- 基準病床数の算定に使用する次の数値等の改正
 - ① 「性別及び年齢階級別の長期療養入院・入所需要率」を「性別及び年齢階級別の療養病床入院受療率」に変更することに伴う改正
 - ② 地方ブロックの性別及び年齢階級別一般病床退院率の改正
 - ③ 療養病床及び一般病床に係る病床利用率の改正
 - ④ 平均在院日数の改正
 - ⑤ その他所要の改正

3. 根拠条項

- 法第30条の4第6項

- 医療法施行規則第 30 条の 30 及び別表第 7

4. 今後の予定

- 告示日：平成 29 年 3 月下旬
- 適用日：平成 30 年 4 月 1 日